

# 運動部活動の在り方に関する方針

平成31年4月  
長井市教育委員会

# 目次

○ はじめに	3
I 長井市における本方針策定の趣旨等	4
II 適切な部活動運営のための体制整備	4
1 運動部活動の方針の策定等	
2 指導・運営に係る体制の構築	
III 適切な休養日や練習時間の設定等	5
1 適切な部活動休養日の設定	
2 適切な部活動練習時間の設定	
IV 部活動での適切な指導に向けて	6
1 生徒の心身の健康管理及び事故防止	
2 生徒のニーズに応じた部活動	
3 部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶	
4 大会等への参加の見直し	
5 文化部活動について	

## はじめに

今日まで中学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ振興を大きく支えてきました。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義があります。

本市においても、運動部活動に取り組む生徒は多く、市内の中学生の健全育成を支えてきました。特に中学生が中学校総合体育大会等での活躍を胸に描き、そのために仲間と協力し、努力を重ね、勝つ喜びや負ける悔しさなどを経験することは、中学生の心身の発育・発達に大きな役割を果たしてきました。

このことは顧問として献身的に指導に当たってきた現場の教師、学校や保護者、地域の方々の協力なしには成しえなかったことであります。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えております。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制の維持は難しくなっており、教員の多忙化も顕著となっております。

このような状況下において、本市教育委員会では、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「これからの運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、県が平成30年12月に策定した「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」に則り、長井市「運動部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

将来においても、本市生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを期待するとともに、教員のワーク・ライフ・バランスの実現が図られるよう、各学校、各部におかれては、校長のリーダーシップのもと部活動の運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成31年4月

長井市教育委員会

# I 長井市における本方針策定の趣旨等

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁策定）（以下、「国のガイドライン」という。）、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月山形県教育委員会策定）（以下、「県の方針」という。）に則り、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象（文化部もこれに準ずる）とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

- 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにし、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むこと。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

## II 適切な部活動運営のための体制整備

### 1 運動部活動の方針の策定等

- (1) 長井市教育委員会は、県の方針を参考に、本市「運動部活動の在り方に関する方針」（以下、「本市の方針」という。）を策定する。
- (2) 校長は、「本市の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定する。
- (3) 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (4) 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。
- (5) 長井市教育委員会は、上記（3）に関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、県教育委員会が策定した様式を参考に、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

### 2 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- (2) 長井市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し学校に配置する。
- (3) 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適

切な業務配分となるよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- (4) 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (5) 校長は、運動部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会（仮称）を設置し、各運動部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会（仮称）は、学校の教職員のみならず、保護者、地域のスポーツ関係者、地域医療関係者等も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。
- (6) 県教育委員会及び長井市教育委員会は、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。
- (7) 長井市教育委員会及び校長は、教員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- (8) 校長は、各運動部の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。また、各運動部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。
- (9) 学校が、地域の指導者等を外部指導者として協力を得る場合には、「部活動は、学校教育の一環として進められる教育活動である」ことを踏まえ、学校全体の教育目標や方針、部活動の活動目標等について、校長や部活動顧問等と外部指導者との間で十分な調整を行うとともに、相互に情報を共有すること。

### Ⅲ 適切な休養日や練習時間の設定等

#### 1 適切な部活動休養日の設定

- 日曜日及び平日週1日（月曜日）
  - 長期休業中
- 土、日、祝日は休養日とし、加えてお盆期間や年末年始などまとまった休みを設けることとする。

- (1) 各種大会等、日曜日に活動を行わなければならない場合は、平日2日休養日を設ける。（ただし、月曜日が祝日及び振替休日、振替休業日の場合は除く。）

- (2) 職員会議や授業研究会等がある日は部活動休止日とする。また、顧問や指導者（部活動指導員等）が部活動につけない日も、部活動休止日とする。
- (3) 学校あるいは部活動単位で、部活動休養日を示したカレンダー等を作成し家庭に配布するなど、生徒が見通しをもって計画的に学習等を進めたり、活動したりできるようにする。
- (4) お盆期間や年末年始の学校閉庁日も、休養日とすることを徹底する。

※ 2019年度については、5月の中で3日間の休養日を設ける。

日曜日（4月28日 5月5日） 天皇即位の日（5月1日）

## 2 適切な部活動練習時間の設定

○ 平日2時間程度、休日3時間程度とする。

- (1) できるだけ短時間に練習することで、生徒の学習時間等を確保するとともに教員の授業準備などの時間も十分に確保する。
- (2) 土・日の大会・コンクール、土曜日の練習試合等は、上記練習時間の設定とは別に計画されるが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設け、併せて教職員の多忙化解消も図ることとする。
- (3) 始業前練習については禁止とする。

# IV 部活動での適切な指導に向けて

## 1 生徒の心身の健康管理及び事故防止

- (1) 万が一、事故が発生した場合に備え、学校全体の救急及び緊急連絡体制を確立し、教職員、部活動指導員及び外部指導者で共有しておくこと。（管理職が不在の場合や学校外での活動時の事故も含む）
- (2) 学校の危機管理マニュアルに必ず明記する。
- (3) 部活動顧問等は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援にも留意する。
- (4) 計画的な活動により、各生徒の発達段階や体力、技能の習得状況を把握し、無理のない練習に留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係施設・設備・用具の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。また、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を確保できるようにする。
- (5) 常に、最悪の場合を想定し指導に当たる。また、部活動顧問等一人一人が救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分に理解し、緊急時に適切に対応できるようにする。

- (6) 発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上での指導が大切である。
- (7) 熱中症は、生命にかかわる病気だが、適切な対策をしていれば防ぐことができる。部活動の実施に当たっては、「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂：環境省）「熱中症予防のための運動指針」を目安に対策を講じる。  
なお、熱中症の発生には環境の条件以外に、運動の条件や個人のコンディションも関係していることを認識するとともに、雷や暴風、ゲリラ豪雨、PM2.5などの気象情報も事前に収集しておくことが大切である。

## 2 学校管理課外の生徒の活動について

### ○ 生徒の活動実態把握

校長は、文化部も含めた各部顧問（生徒が部活動に所属していない場合は担任）に対して、個人として自らの競技力の向上を目指し、学校外の地域スポーツクラブに所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。

### ○ 保護者会主催の活動の禁止

校長は、保護者会が設置されている運動部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得るようにする。

### ○ 運動部活動と同じ内容の学校管理下外の活動について【地域スポーツクラブ】

校長は、各運動部顧問に対し、学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の運動部活動と地域スポーツクラブの活動日、活動時間を合わせても、上記「Ⅲ適切な休業日や練習時間等の設定等」の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるよう指導する。

なお、校長は、地域スポーツクラブへの部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得るようにする。

※地域スポーツクラブとは、①総合型地域スポーツクラブ ②スポーツ少年団 ③単一種目スポーツクラブを指す。

## 3 部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶

- (1) 部活動での指導で、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りである。体罰は、学校教育法に違反するのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与えるものであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。
- (2) 部活動顧問等は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報漏洩等）が、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり、絶対にあってはならないものであるという自覚をもって指導に当たる。

- (3) 生徒との私的な電子メールやSNS等のやりとりは、行わないようにする。
- (4) 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- 殴る、蹴る等
  - 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全点検の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。  
(例) ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等、特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
    - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
    - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
    - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
  - パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威圧的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
  - セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
  - 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
  - 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
- ※「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月：文部科学省）から抜粋

#### 4 大会等への参加の見直し

- (1) 長井市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催されるさまざまな大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう大会等への見直しに向けた検討を主催者及び各競技団体に要請する。
- (2) 校長は、生徒や部活動顧問等の負担が過度にならないよう、参加する大会等を精査する。

#### 5 文化部活動について

文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、国、県の方針に準じて取扱い、各中学校にあっては、「本市の方針」に準じて取扱うこととする。